平成 25 年８月 30 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 シ ー ボ ン
代表者名　代表取締役兼執行役員社長　金子　靖代
（コード番号：4926 東証第一部）
問合せ先　常務取締役兼執行役員　諏佐　貴紀
（TEL：044－979－1234）

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年８月 30 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１）	売出株式の種類及び数	普通株式　430,000 株
（２）	売出人及び売出株式数	犬塚　雅大　430,000 株
（３）	売出価格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年９月９日（月）から平成 25 年９月 12 日（木）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。）
（４）	売出方法	売出しとし、大和証券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
（５）	申込期間	売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後まで。
（６）	受渡期日	売出価格等決定日の６営業日後の日。
（７）	申込証拠金	１株につき売出価格と同一の金額とする。
（８）	申込株数単位	100 株

（９）　売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役兼執行役員社長に一任する。

（10）　本株式売出しについては、平成 25 年８月 30 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞２．を参照のこと。）

（１）	売出株式の種類及び数	普通株式　64,500株 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
（２）	売出人	大和証券株式会社
（３）	売出価格	未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
（４）	売出方法	大和証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、64,500株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
（５）	申込期間	引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
（６）	受渡期日	引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
（７）	申込証拠金	１株につき売出価格と同一の金額とする。
（８）	申込株数単位	100株

（９）　売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役兼執行役員社長に一任する。

（10）　本株式売出しについては、平成25年８月30日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

以　上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これはより多くの方々に当社をご理解いただくとともに、当社普通株式の投資家層の拡大及び流動性の向上を目的として実施するものであります。

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、64,500 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 25 年９月 25 日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 25 年９月 25 日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

３．ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である犬塚雅大は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、ＥＳＯＰ信託のための受託者への当社株式の売却及び受渡期日における当社発行済株式総数の 0.5%未満の売却（ただし、売却の相手先が、ロックアップ期間中、取得した当社株式の売却等を行わない旨確約した場合に限る。）等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。